

行財政改革推進委員会は3月25日の第17回委員会において、町長に第三次答申を行いました。

この日の答申は、諮問事項2「公共施設の管理運営の改善に関すること」のうち、北アルプス展望美術館（池田町立美術館）に限定して、町が取り組むべき対策を答申したものです。

山沖会長は「美術館の規模縮小及び施設の利活用についての重要な内容であり、前向きに鋭意取り組まれるよ

う要望する」と述べて答申書を町長に手渡しました。甕町長は答申書を受け取った後、「美術館問題はかねてからの課題であり、関係方面と十分協議し早急に対応したい」と答えました。

答申の概要は次の通りです。

また、裏面には委員会の皆さんが作成した記事を掲載していますので、ご覧ください。

池田町役場総務課 電話 62-3131

行財政改革に関する第三次答申（要旨）

諮問内容

「2. 公共施設の管理運営の改善に関すること」の内、北アルプス展望美術館（町立美術館）について

答申前文

北アルプス展望美術館（町立美術館）は平成6年の開設以降、池田町における芸術文化の象徴的施設として大きな役割を果たしてきました。しかし、平成20年の「芸術文化による地域振興検討委員会」答申では、それまでの過大な財政負担やその運営方法の改善が指摘されました。それを受け、指定管理制度への移行や施設名の変更といった対応が採られたほか、経費節減やオリジナルの企画展示が開催されるなど、一定の成果が見られたものの、近年の状況は課題解決に向けた対策としていまだ道半ばです。

美術館施設は池田町民の共有財産であり、今後のあり方については引き続き広く町民の声を聴きながら検討を進めることが重要です。

一方で、直面する財政状況を脱却するためには、公

共施設の管理・運営も含めて経常的経費を削減し、歳出構造の是正を図ることが欠かせません。

答申本文

(1) 美術館の規模縮小

令和5年度から美術品展示スペースを現在の4部屋から半分（2部屋）以下に縮小するとともに、管理運営費用（電気代を含み、修繕費を除く）を毎年2,000万円以下（現在約3,000万円）に抑える。また、計画的かつ効率的な維持修繕で、施設の長寿命化を図る。

(2) 美術館施設の利活用の検討

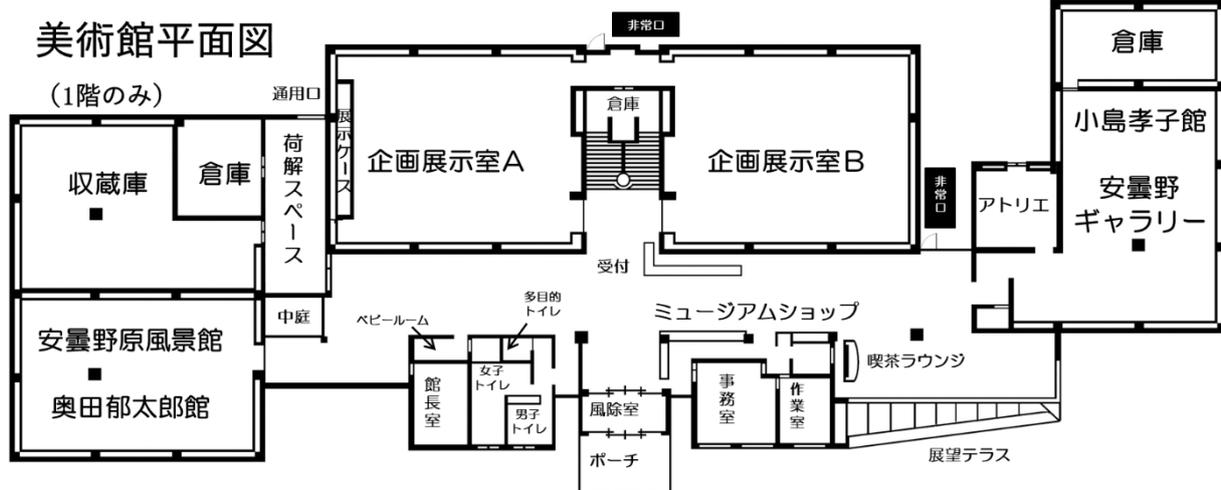
展示スペース縮小の下、行政において文化、教育、行財政等の観点から広く町民の意見を聴き、令和4年度中に複合的施設としての利活用を含む美術館施設の発展的利用に向けた検討を行う。

全文は町ホームページをご覧ください

<https://www.ikedamachi.net/0000002485.html>



美術館平面図



今後、検討する主な施設（17施設）

町創造館
交流センターかえで
旧町図書館（教育会館）
てるてる坊主の館
岡麓終焉の家
金の鈴会館（観光協会）

シェアベースにぎわい
池田小学校
会染小学校
池田保育園
会染保育園
池田児童クラブ

会染児童センター
総合福祉センターやすらぎの郷
本庁舎
ハーブセンター関連施設（県道西側）
ハーブガーデン関連施設（県道東側）

公共施設<美術館>について

第三次答申 **Q&A**

池田町行財政改革推進委員会

Q1 美術館の運営経費や入場者数はどうなっていますか？

A1 北アルプス展望美術館（町立美術館）は、平成6年の設立から四半世紀が経ちました。館内では、池田町ゆかりの芸術家の作品を常設展示するとともに、さまざまな企画展を行って、池田町の中心的な文化施設としての役割を果たしてきました。

設立から平成26年度までは町の直営であったため、平均して約4,000万円程度の運営費用がかかり、財政を大きく圧迫してきました(下の図)。

このため、平成20年には「芸術文化による地域振興検討委員会」答申が出され、財政面からの改革が急務であるとし、指定管理制度への移行、美術館の名称変更などの提案が行われ、その方向に沿った改善策が採られるなど一定の改革が進められてきました。

しかし、指定管理制度への移行後も、町は管理料・電気代として3,000万円程度の運営費を負担しており、折からの財政ひっ迫の中で、指定管理のあり方を含めて、美術館のあり方の見直しは避けて通れません。

Q2 複合的施設としての利活用とはどのようなことですか？

A2 一般に、公的な文化施設については、地域における文化的・教育的な役割も考慮する必要がありますが、自治体の財政規模に照らして、過度の負担は

当然避けなければなりません。

美術館の見直しに当たっては、①美術館の機能を持たせつつ、他の用途も加味した複合施設にする、②全く用途の異なる施設として利活用する、③廃館とする、という3つの選択肢が考えられます。

当委員会では、池田町での重要な文化施設としての機能を残すことを重視しつつ、財政面での改革にも寄与する方策として、4部屋ある展示スペースを2部屋以下とすることによって管理運営費用を3分の2以下に抑えるとともに、展示室以外のスペースを他の用途に利活用し、収入増を図る複合的施設への転換を提案しました。

その具体的なあり方については、広く町民の意見を聴きながら、令和4年度中に結論を得ることを町に求めています。

Q3 他の公共施設のあり方についてはいつ検討するのでしょうか？

A3 当委員会では、年明けから諮問事項2「公共施設の管理運営の改善に関すること」の検討に入り、美術館のほか、表面の下に示す公共施設などに関して、統廃合や管理運営形態の見直しなどを取り上げることとしています。

しかし、美術館を運営している指定管理制度の期限が令和4年度末までとなっていることから、令和5年度以降の管理運営方法に関して夏前には決める必要があります。

このため、当委員会では、他の公共施設に関する検討に先立ち、美術館を取り上げ、第三次答申という形で3月中に甕町長に手交しました。

美術館の展示スペース・管理運営経費の大幅な縮減などの答申内容を踏まえて積極的に町が検討することを期待しています。

